

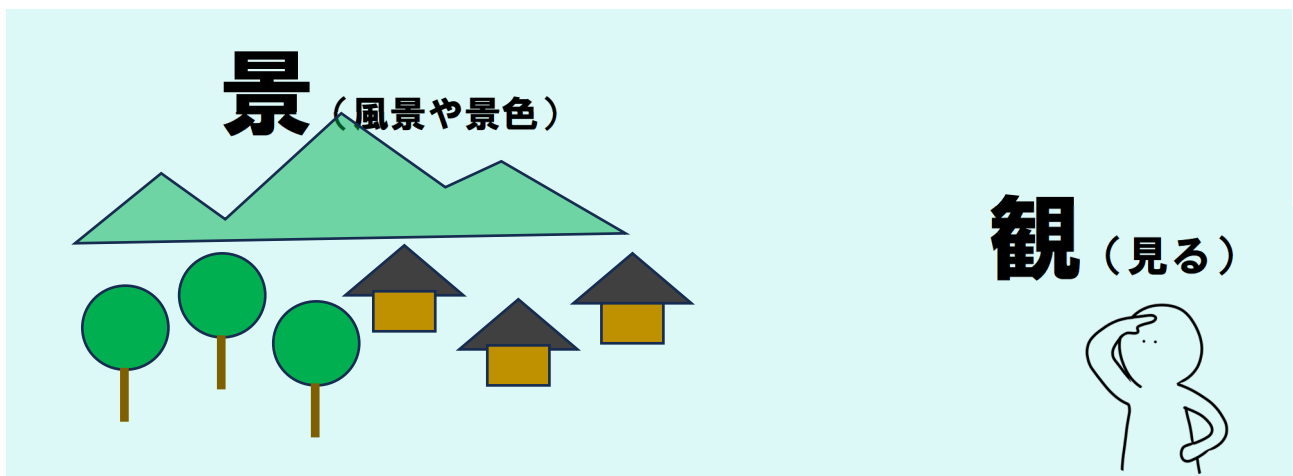


序章 景観計画の策定について

I 「景観」とは

「景観」という言葉は、「景」と「観」の二つの漢字で表現されています。「景」とは、美しい風景や景色を表す漢字であり、「観」とは、見ることを意味しています。つまり、「景観」とは、美しい風景や景色を見るという意味を持つ言葉になります。

したがって、景観とは単にものの眺めだけではありません。景観が成立するためには、「人が見る」という行為が必要になります。つまり、物理的なものの眺め(=景)を人間が見ること(=観)により成立しています。



また、景観や風景を語る際に「景観十年、風景百年、風土千年」という言い方を耳にします。これは、風景や風土の成り立ちを表しており、こちらのフレーズは、以下のような意味を持っています。

景観十年：具現化され、人々に認識されます。つまり、ある地域の自然や人々の営みが10年の積み重ねの中で「景観」として形成されるとされています。

風景百年：風景が形成されるまでには約100年にかかる。つまり、約100年の時間をかけて形成され、その風景が人々に認識されるまでには長い時間がかかるとされています。

風土千年：風土は約1,000年という途方もない記憶の堆積によって成り立っているとされています。つまり、風土は1,000年以上の歴史や文化、伝統が影響を与えているものであり、その土地特有の風土が形成されるものとされています。

人が体で感じとる情報の8割は視覚によるものとされていますが、上記の様に歴史や文化、また、感じ方など景観や風景は五感全てを使って現実には捉えていると考えられます。本計画において視覚によるところが大きくなるかもしれませんが、五感や感じ方なども配慮した計画としていきます。

2 まちの将来像

小牧市では、まちづくり推進計画 第2次基本計画及び小牧市都市計画マスタープランで、以下のようなまちの将来像を示しています。

【まちづくり推進計画 第2次基本計画（都市ビジョン）】

都市ビジョン1:

こども夢・チャレンジ No.1 都市

戦略1:

すべてのこどもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出



- ・次代の地域を担うこどもたちの様々なチャレンジを地域全体で応援
- ・すべての世代が暮らしやすい、あたたかい支え合いのまちづくり

都市ビジョン2:健康・支え合い循環都市

戦略2:“健康・生きがいがづくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会（小牧モデル）」を構築



- ・より豊かな自分らしい人生を送ることができるようにスポーツを通じた健康増進
- ・市民が様々な場面で主体的に活躍できる環境づくり
- ・市民活動や地域自治を充実拡大し「暮らしの安心」を支える地域での支え合い助け合い活動を促進
- ・高齢者をはじめ、市民が安心して暮らし続けることのできる都市

都市ビジョン3:魅力・活力創造都市

戦略3:「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造



- ・若い世代が住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより地域を活性化
- ・地域経済を支援し、バランスの良い産業集積を今後も持続的に高める
- ・経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける都市

都市ビジョン1では、次代を担うこどもたちがキーポイントです。都市ビジョン2では、市民活動や地域自治の充実拡大により市民が安心して暮らし続けられるようにすることがキーポイントです。都市ビジョン3では、魅力あるまちづくりの推進による地域活性化がキーポイントとして挙げられています。

【都市計画マスタープラン（都市づくりの目標）】

都市計画マスタープランの都市づくりの目標は、5つの視点から目標が定められています。

都市構造の視点

◎中心拠点や地域拠点、名鉄小牧線沿線を中心に居住や都市機能が集積した集約型都市づくり

利便性の高い市街地を中心に居住の維持・誘導を図り、特に名鉄小牧線沿線ではより一層人口等の集積を高めます。さらに、小牧駅周辺から小牧山・市役所周辺にかけてまちなか居住が進み、広域的な都市機能が高度に集積した中心拠点の形成、味岡駅周辺、桃花台センター地区及び藤島地区において日常的な都市機能が集積した地域拠点の形成を図ります。また、各拠点の形成にあわせ公共交通や徒歩などさまざまな交通手段による連携強化などにより、日常生活に必要な生活サービスが身近に確保された暮らしやすい集約型の都市づくりを目指します。

都市活力の視点

◎自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくり

市域の西部及び中央部に広がる既存工業地における土地利用の適正な誘導や中心拠点の活性化、高速道路や県営名古屋空港など、広域交通体系への恵まれたアクセス利便性や既存ストックを活かし、優良農地や森林保全とのバランス及び自然との調和に配慮した新たな産業用地や広域交流拠点の形成、活発な産業活動や多様な交流を支える幹線道路網の充実などにより、自然と調和しながら、新しい活力や多様な交流を育む産業基盤づくりを目指します。

都市生活の視点

◎自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくり

市民の豊かな暮らしを支える都市機能の誘導による拠点の形成にあわせ、広く分布した日常生活を支える都市機能の維持、集落地等での地域コミュニティの維持や再生・活性化に向けた多様な世代の定住促進・充実した公共交通網を軸とした移動手段の確保、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成、災害に強い都市づくりや地域防災力の強化、事前復興準備の取組み推進などにより、自転車や徒歩、公共交通を重視した、車に過度に頼らなくても安全・安心に暮らせる生活圏づくりを目指します。

都市環境の視点

◎小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくり

小牧山や熊野神社等の市街地内の貴重な緑、北東部の丘陵地の広域的な緑、歴史的な環境を形づくる緑等の保全と調和や公共交通の利用促進によるCO₂排出量抑制による環境負荷が少なく緑豊かで快適に暮らせる都市環境づくり、市内を流れる河川や貴重な緑地空間をつなぐ水と緑のネットワークの形成、本市のシンボルである小牧山の景観や中心市街地に残る神社仏閣等をはじめとする市民が誇りを持てる歴史的な環境やまち並みの保全などにより、小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市環境・景観づくりを目指します。

都市運営の視点

◎将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展を続ける都市づくり

集約型の都市構造への転換とあわせて、道路や公園等の都市基盤施設の効率的な改善・更新、公共建築物の施設配置や施設量の適正化、長寿命化対策の促進、公的不動産をはじめとした既存ストックの有効活用、市民・民間事業者と協働した都市づくりの促進や新たな担い手づくりなどにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を抑制し、将来にわたり健全な都市運営が可能な持続発展する都市づくりを目指します。

3 景観計画策定の目的

本市では、平成13年（2001年）4月に「小牧市都市景観条例」を施行するとともに、本市の都市景観形成に関する基本的な目標と方向性を明らかにし、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定し、都市景観行政に取り組んできました。

その後、平成16年（2004年）に新たに「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与され、平成27年（2015年）には計画を改定しました。

また、政令市及び中核市を除く市町村は、都道府県と協議することにより「景観行政団体」に移行でき、景観法に基づく「景観計画」を策定することで、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導を図ることが可能になることから、より積極的に景観行政を推進することを目的に、令和5年（2023年）6月に景観行政団体へ移行しました。

上述に加え、本市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画 第2次基本計画」（令和5年度（2023年度）策定）や都市づくりの具体性のある将来ビジョンである「小牧市都市計画マスタープラン」（令和6年度（2024年度）改定）、コンパクトシティの実現に向けた「小牧市立地適正化計画」（令和6年度（2024年度）改定）など関連計画の策定等が行われ、これらの景観行政を取り巻く状況の変化や昨今の新型コロナウイルス感染拡大を契機とした市民ニーズの変化等に対応するため、景観法に基づく「小牧市景観計画」の策定を行うものです。

景観計画を定めることのできる土地の区域は、景観法第8条で下記のとおり定められています。

1. 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
2. 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
3. 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
4. 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
5. 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

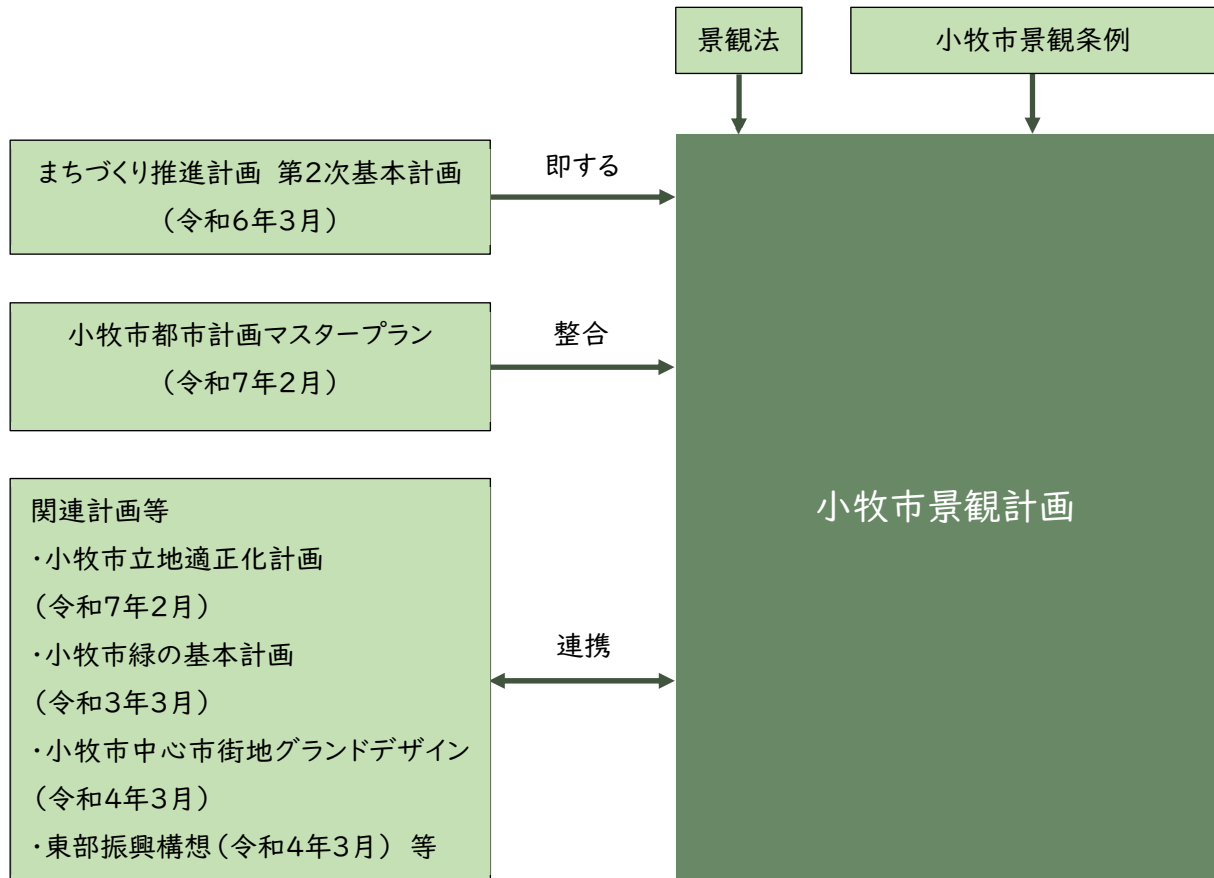
本市は、多様な景観や地域ごとの歴史的文化的資源が豊富にある地域であり、景観計画を定めることのできる土地の区域であると考えます。

上記のことから、景観法に基づく景観計画の策定（現計画の改定）を行い、景観法に基づく景観行政に取り組むことを目的としています。

4 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条第1項に基づく「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」として策定します。

また、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法などの関連する様々な法律と連携を図りながら景観施策の推進に取り組むとともに、まちづくり推進計画 第2次基本計画や小牧市都市計画マスタープランなどのまちづくりにおける計画との整合及び連携を図ります。



5 景観法に基づく景観計画に定める事項

景観計画では必ず定めなければならない必須事項として、区域、行為の制限及び景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針があります。その他、必要とされるものを選択的に選べる事項として、景観形成に関する方針、屋外広告物に関する事項や景観重要公共施設に関する事項などがあります。

【必須事項】

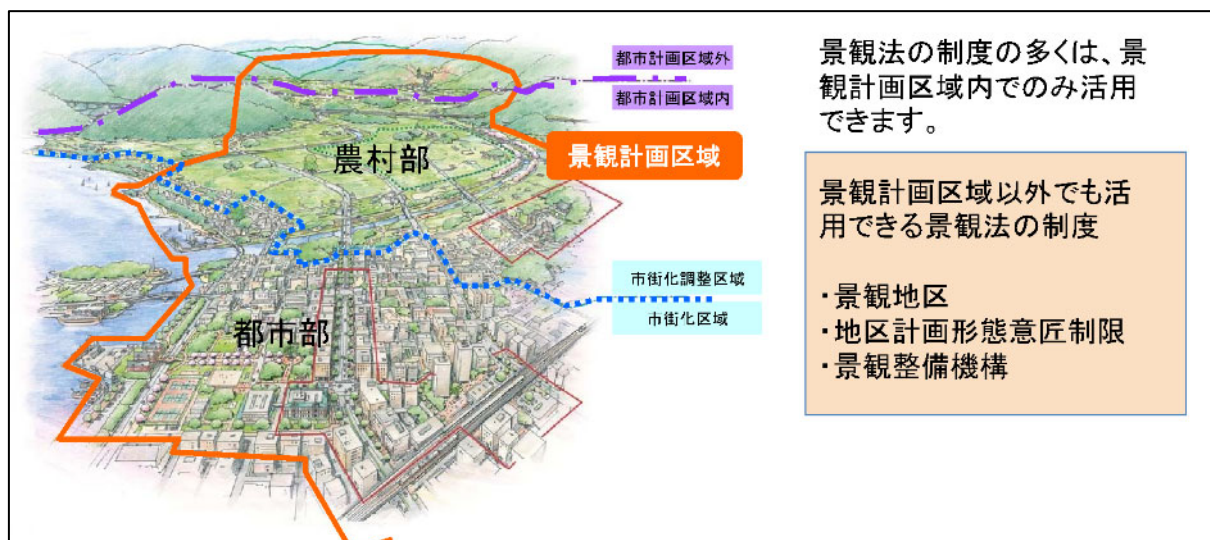
- 景観計画区域（本編第4章）
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（本編第5章）
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（本編第6章）

【定めることが望ましい事項】

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（本編第4章）

【選択事項】

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（本編第7章）
- 景観重要公共施設の整備に関する事項（本編第8章）
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項



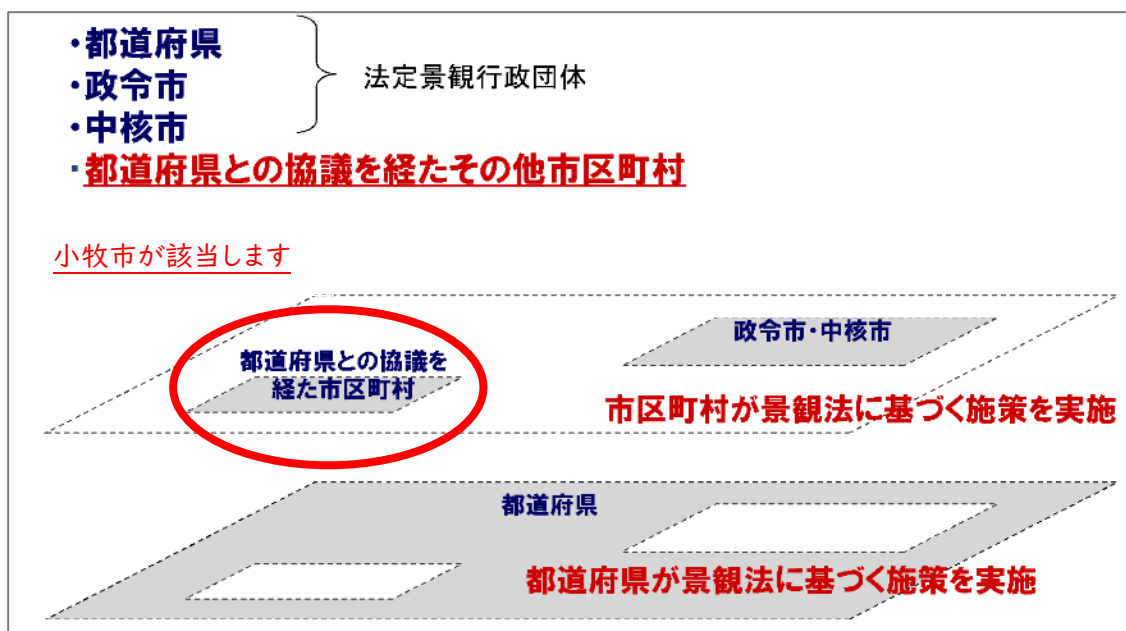
出典：景観法アドバイザーブック（国土交通省）

6 景観行政団体の役割及びできることとは

(1) 景観行政団体とは

景観行政団体とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。都道府県や政令市、中核市が景観行政団体に該当します。また、前述以外の市区町村に関しては、都道府県知事との協議により景観行政団体になることができます。

景観行政団体になると、愛知県に代わって小牧市で景観計画の策定など景観行政事務を処理することができるようになります。



出典：景観法アドバイザーブック（国土交通省）に加筆

(2) 景観行政団体への移行

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。

景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいい、都道府県、政令市、中核市を除く市区町村が景観行政団体になるためには、都道府県との協議が必要です。

小牧市は愛知県との協議を経て、令和5年（2023年）6月1日に景観行政団体へ移行しました。

景観法（抜粋）

第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となつて景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

7 まちづくりの推進

本市は、名鉄小牧駅周辺に都市機能が集積し、新たにこまきこども未来館や小牧市中央図書館などの公共施設も立地するなどして中心市街地を形成し、また、その西側には本市のシンボルである小牧山がランドマークとして位置し、東部丘陵地には、連なる美しい山並みと田園風景が広がるなど、都市機能と自然が調和したまちなみが形成されています。

これらの本市の特徴を活かした景観を保全し、さらなる良好な景観を構築するため、市民や事業者の景観意識の醸成を図り、小牧市民憲章に掲げる「みどりとやすらぎのある美しいまち」の実現を目指します。

また、本市では令和3年度(2021年度)に中心市街地の活性化に向けたまちづくりの方向性を示す「小牧市中心市街地グランドデザイン」や東部地域のまちづくりの指標となる「東部振興構想」を策定しており、これらの計画の中に示される景観施策についても推進を図ります。

小牧市中心市街地グランドデザイン



■まちの将来像

小牧山や中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまち

■目指す姿

訪れたいまち

住みたいまち

活力があるまち

東部振興構想



■まちの将来像

人がつながり、支え合い、チャレンジし続けるまち
～豊かな自然、快適な住環境と多様な産業が共存するまちづくり～

■ヴィジョン

多様な人が暮らし続けられるまち

多様な職業が共存し、持続できるまち

訪れたい、住みたい魅力のあるまち